

平成28年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成28年11月9日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	80号	平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	81号	東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	82号	平成27年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結 果
4	47号	北区小中一貫校配置検討委員会報告書について	了承
5	48号	平成29年度北区谷村教育基金活用事業について	了承
6	49号	平成28年度親子きずなづくり事業の実施について	了承
7	50号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成28年11月9日(水) 13:30～

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成28年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第80号議案「平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>本件につきましては、次回の北区議会定例会で上程いたします補正予算の案件でございます。</p> <p>恐れ入ります。議案の5ページをお開きください。</p> <p>5ページの上段のところ、歳出予算といたしまして、今回補正予算の案件が、学校改築のほうの中学校費が1件、それから上の段の子ども未来課の児童福祉費と2件ございますが、まずは中学校費についてご説明をさせていただきます。</p> <p>参考資料の①をごらんいただけますでしょうか。</p> <p>今回の中学校費の補正予算については、浮間中学校の仮校舎整備のための補正予算でございます。</p> <p>浮間中学校の仮校舎につきましては、今年度の年明け、来年の1月から夏ぐらいまでにかけて整備をいたしまして、夏休みの後半に仮校舎のほうに引っ越すという日程しております。今回上程いたしますのは、仮校舎の改修工事のうち、いわゆる前払い金の部分でございます。</p> <p>工事総額のは、全体として今年度から来年度にかけて、校舎部分で1億9,500万円ほどの工事を予定しているところでございます。</p> <p>なお、参考までに、仮移転に関しましては、このほかに旧西浮小の校庭に別棟を建てさせていただく予定しております。そちらのほうの経費が、およそ2億円見込んでおりますので、実際に浮間中学校が仮移転するためにかかる経費としては、4億円程度を見込んでいるところでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	続きまして、子ども未来部関連の補正予算でございます。また、最初の議案の5ページのところにお戻りください。

議案の5ページの第2表のところで、債務負担行為の補正を追加させていただいております。そのうち上から三つ、こちらが児童館及び子どもセンターの管理運営といったもので、後ほど説明させていただきますが、指定管理者が施設の管理運営を行うに当たりまして、その指定期間、また協定が複数年度にわたる、もしくは次年度以降のものといったことから、債務負担行為を設定するといったものでございます。その下、西ヶ原東児童館の空調機改修工事。こちらは、その改修が翌年度までかかるために、債務負担行為を設定するという内容でございます。

では、続きまして、80号議案の説明資料②、こちらをごらんいただければと思います。こちらが、平成28年度第3号補正予算のうち子ども未来部関連のものでございます。第4項、児童福祉費で、総額が1,496万円。今回は2事業の補正のみとなっております。

まず、(1)児童館運営費の増額です。こちらは、西ヶ原東児童館におきまして、空調機の取替工事を行うといった内容です。今年度に入りまして、特に夏場以降、空調機の故障が頻発したことから、今回補正予算と先ほどの債務負担行為を設定して、早期に工事に着手して、来年度の夏前には工事を完了する予定となっております。改修工事の総額で、2,700万円余となっているものです。

続きまして、(2)留守家庭児童対策費の増額です。後ほど条例で説明させていただきます学童クラブの新設ですとか定員拡大に伴い、必要な備品、消耗品を購入するといった内容でございます。

説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご意見またはご質疑はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第81号議案「東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

それでは、子ども未来部関連の議案を説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして1ページで、今回、案件が7件となっております。このうち1番と2番、それから5番、6番、7番、こちらを私から説明をさせていただきますまして、続いて3番を保育課長、4番を男女いきいき推進課長の順に説明をさせていただきますと思います。

では、最初に3ページで、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例についてでございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いします。5ページの最終行、こちらの説明欄でございますが、東京都北区立上十条児童館を廃止するほか、北区立西ヶ原東児童館を子どもセンターとするため、この条例案を提出するといった内容になってございます。児童館につきましては、放課後子ども総合プランの導入に伴いまして、配置方針を踏まえて、子どもセンターへの移行、あるいは統合といったものを計画的に進めてございます。なお、今回、子どもセンターの名称につきましては、西ヶ原子どもセンターとさせていただきます。

続きまして、7ページが新旧対照表。それから、8ページ、こちらが廃止いたします上十条児童館の案内図となっているものでございます。

恐縮ですが、5ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則で施行期日となっております。この条例につきましては、平成29年4月1日から施行させていただくという内容になってございます。

本条例につきましては以上で、続きまして9ページ、ここから東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例となっております。

2枚おめくりいただいて、12ページをお開きください。12ページの後段の部分で、説明欄でございます。新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存学童クラブの廃止及び名称変更を行うため、この条例案を提出させていただくという内容になってございます。

次の13、14ページが新旧対照表。それから、その次の15ページからそれぞれの案内図、配置図となっております。今回につきましては、該当校が4校ございます。西ヶ原小学校、滝野川第三小学校、滝野川もみじ小学校、十条台小学校、こちらの4校を順に簡単に説明をさせていただきます。

まず、15ページ、西ヶ原小学校。こちらの案内図で、一番下段のところにお示しのとおり、西ヶ原さくらっ子クラブ第二を新設させていただきます。前回もお話ししてございますが、西ヶ原小学校は学童クラブの待機児童が10名を超えているということから、学童クラブを新設して待機児童の解消を図っていくといったものでございます。

おめくりいただきまして、16ページ。こちらが校舎1階部分の配置図でございます。お示しのとおり、二つのクラブ、学童クラブを並べて配置させていただきます。なお、その左横に和室がございますが、こちらを29年度にスタートいたします放課後子ども総合プランのプランルームとして活用していくといった予定になってございます。

続きまして、17ページが平面図で、こちらはお示しのとおりでございます。

それから、おめくりいただきまして、18ページ。ここからが、滝野川第三小学校でございます。こちらは29年度からの放課後子ども総合プランの導入に伴いまして、こちらの案内図の左下でございます滝野川東児童館内の育成室、こちらを廃止して、学校内にたきさんクラブ第二として新設するといった内容でございます。

横の19ページ。こちらが、校舎1階部分の配置図で、こちらにも二つの学童クラブを並んで配置させていただくという内容でございます。なお、並んでおりますその上にあるパソコン室。こちらを改修いたしまして、29年度から始まる放課後子ども総合プランのプランルームとして使用させていただく予定となっております。

おめくりいただいた20ページ。こちらが平面図でお示しのとおりでございます。

それから、21ページ。ここから、統合新校の滝野川もみじ小学校になってございます。案内図のところを見ていただいて、右上、こちらが紅葉小学校の向かい側でございます紅葉こどもクラブ。それから、こちらの案内図の中ほど、滝野川第六小学校内の滝六若竹クラブ。こちらの二つのクラブを廃止いたしまして、統合新校の中に新たに3クラブを新設するといったものでございます。名称につきましては、滝野川もみじ元気っ子クラブの第一から第三としてございます。

それから、おめくりいただいて22ページ。こちらが配置図で、校庭に新設いたします別棟の2階部分の2教室。それから、1階の1教室、こちらを活用させていただきます。なお、1階の残り1教室につきましては、放課後子ども総合プランの導入時にプランルームとして活用させていただく予定となっております。

続きまして、23から25、こちらは平面図となっております。

最後、おめくりいただきまして26ページ。ここからが、十条台小学校となっております。こちらにも29年度からの放課後子ども総合プランの導入に合わせまして、案内図の左下、十条台児童館内の育成室、こちらを廃止して、学校内に十条台小クラブとして新設をするといった内容でございます。

27ページが、校舎2階部分の配置図となっております。こちら、和室を学童クラブとさせていただいて、そこに並んでおりますパソコン室、こちらが今後、放課後子ども総合プランのプランルームとして使用させていただく場所となっております。

おめくりいただいて、28ページが平面図。こちらはお示しのとおりです。

本条例は以上で、続きまして少し飛びますが、47ページまでお進みください。47ページ以降が、児童館、それから子どもセンターの指定管理者の指定についてでございます。順番が前後しますが、先にこちらを説明させていただきます。

おめくりいただいた49ページ、豊島東児童館でございます。中ほどの記書きの部分で、施設の名称については、東京都北区立豊島東児童館。指定管理者の名称は、株式会社日本デイケアセンターで、指定の期間については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間といった形で、2期目の選定となっております。なお、指定期間につきましては、放課後子ども総合プランの計画に合わ

せまして、31年度までの3年間と通常の期間から見て短縮をしているといったものでございます。

それから、おめくりいただいて、51ページからが十条台児童館になってございます。

さらにおめくりいただいて、53ページ。同じく中ほどの記書きの部分で、施設の名称が東京都北区立十条台児童館。指定管理者の名称が株式会社こどもの森。指定期間につきましては、1年間となっております、3期目の選定となっております。こちらの指定期間でございますが、平成30年4月から子どもセンターへの移行、こちらを見据えまして、指定期間については1年間になっているといったものでございます。

続きまして、55ページから西ヶ原子どもセンターでございます。

おめくりいただきまして、57ページ。同じく中ほどの記書きの部分で、施設の名称が、東京都北区立西ヶ原子どもセンター。指定管理者の名称は、葉隠勇進株式会社。指定の期間は、平成29年4月1日からの5年間となっております。なお、この施設につきましては、新たに子どもセンターとなることから公募を行いまして、5事業者からの応募がございました。選定の結果、第1順位候補者につきましては、社会福祉法人東京聖労院となっておりますが、前回説明いたしました事情により、辞退届が提出されたといったことから、第2順位候補者の葉隠勇進株式会社、こちらが指定管理者となってくるものでございます。

なお、指定管理者の案件につきましては、参考資料をつけてございますので、後ほどご高覧いただければと思います。

私からの説明は以上で、続いて保育課長からの説明になります。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、私からは議案書29ページ、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりいただき、31ページをごらんください。一番最後に説明とあります。内容については32ページ、新設保育所の名称及び位置を規定するため、この条例案を提出するものでございます。

次の33ページが、新旧対照表でございます。王子本町保育園の分園。それから、音無つぼみ保育園、清水坂つぼみ保育園を追加するものでございます。

それでは、内容につきまして、次の34ページから簡単に説明をさせていただきます。まず、34ページが王子本町保育園の分園です。これまで王子本町保育園につきましては、新しく都営住宅の建てかえに合わせまして、新設をいたしまして引っ越しをいたしました。新しく分園を設置するところは、旧王子本町保育園の分園だったところ、1歳児室だったところでございます。現在は使用しておりません。ここを0歳児の保育室として開始をいたしまして、そこに本園から0歳児に移って

いただく。空きスペースを利用して、1歳児、2歳児の定員拡大を図るものでございます。

新しく新設をいたします分園の平面図につきましては、35ページをごらんください。現在の王子本町保育園も9名のお子様を見ておりますが、そのまま9名のお子様の枠をこちらの分園のほうで確保し、本園のほうにつきましては1歳児4名、2歳児4名の定員拡大を行っております。なお、平成29年度は1歳児、2歳児でございますけれども、この後、30年度、31年度につきましても、順次定員拡大を検討してまいります。

続きまして、36ページでございます。音無つぼみ保育園。これは、以前は滝野川分庁舎の庭の保育園ということで、こちらの庭につくらせていただくということでご説明させていただいたものでございます。

平面図につきましては、37ページ。1歳児、2歳児、各34名の保育園となります。なお、平成29年度は1歳児のみの募集とし、年齢の繰り上がり、進級に合わせて、30年度は2歳児の募集拡大を図るところでございます。

続いて、38ページ、清水坂つぼみ保育園でございます。これは、以前、旧北寮跡地ということでご説明をさせていただいたところでございます。

平面図につきましては、39ページをごらんください。2階建ての区分で、1歳児から3歳児、各30名の定員を予定しております。平成29年度につきましては、1歳児のみ。こちらにつきましても、年齢の進行に伴いまして、年齢の枠を拡大してまいります。

それでは、恐れ入ります。31ページまでお戻りをいただきます。中段の付則でございます。この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するもの。ただし、次項の規定、準備行為につきましては、この条例の施行の前においても行うことができるとしたものでございます。

私からの説明は以上です。

男女いきいき
推進課長

教育長

清正教育長

男女いきいき推進課長

男女いきいき
推進課長

それでは、議案書の41ページをお開きください。東京都北区男女共同参画センター条例の一部を改正する条例でございます。

1枚おめくりをいただきまして、43ページの説明欄でございます。東京都北区男女参画センターの名称を変更するため、この条例案を提出いたしますというものでございます。

次ページの44ページ、45ページにつきましては、新旧対照表でございます。男女共同参画センターというところを「スペースゆう」というようにセンターの名称を改称するというための条例改正でございます。

では、続きまして、補足説明資料、左上に第81号議案参考資料①「東京都北区

男女共同参画センター条例の一部を改正する条例」補足資料をごらんいただければと思います。1番の要旨でございますけれども、北区では男女共同参画社会の実現に向けまして、拠点施設として北とぴあの5階ですけれども、男女共同参画センターを設置してございます。

今現在の日本の時代状況でございますけれども、昨年8月に女性活躍推進法が成立いたしましたして、働く場での女性の活躍推進とともに、男性・女性を問わず働き方の見直しが必要な課題となるなど、男女共同参画の拠点施設が取り組むべき課題はより多様化し、更なる区民の理解と協力が必要となってきたという状況がございます。その一方で、平成25年度に実施をいたしました男女共同参画に関する北区の意識・意向調査におきましては、男女共同参画センターの認知度、これにつきましては「利用したことがある」というものと、あとは「知っているが利用したことがない」ということで、合計いたしますと認知度は20.4%にとどまっているという現状がございました。

このような状況を受けまして、この男女共同参画の拠点施設が区民の方にとりまして親しみやすく身近なイメージを持ち、さらに男女共同参画、それから拠点施設について関心を深められるように、拠点施設の名称を「男女共同参画センター」から「スペースゆう」に変更するという趣旨のものでございます。

2番の現状でございますが、正式名称ということで、これは条例上の名称ということで「北区男女共同参画センター」が今現状の名称でございますが、これは平成16年に北とぴあに移転するときに、「女性センター」から名称変更したものでございます。

この平成16年のタイミングに合わせて、愛称の公募も行っておりまして、このとき、公募に基づきまして、「スペースゆう」という愛称をつけていただいているところでございます。この「ゆう」の意味合いといたしましては、あなたの「YOU」ですとか、「友」・「結」、それから「遊」の意味が込められているものでございます。

今回の3番の選定経過でございますけれども、6月の1カ月間を使いまして、この男女共同参画の活動拠点施設名称公募ということで、一般の区民の方に公募をさせていただきました。応募をいただいた方が18人で、一人で複数の名称を応募された方もいらっしゃいましたので、応募名称数としては29件ございました。

名称の単純な種類といたしましては23種類ございましたが、この一番上の「男女共同参画センター」1種類に対しまして5の方に挙げていただいたのと、「男女共同参画センタースペースゆう」をいいというふうに挙げていただいた方が3件と複数いらっしゃいますので、名称といたしましては23種類ですが、応募名称数としては29件というものでございます。

その後、7月ですけれども、この拠点施設の名称選定委員会というものを組織させていただきましたして、これは男女共同参画審議会の委員の方から9の方に選定委員会にご参加をいただきまして、まず6月の公募結果を報告させていただきました。

その次にアンケートをとらせていただいたのですけれども、6月の公募の段階で

は「スペースゆう」という愛称単独で正式名称がよろしいのではないかという応募自体がなかったわけですが、ただ、公募結果の中で、「スペースゆう」というものを上回る愛称的なものがなかったものですから、「スペースゆう」もアンケートの項目に加えて実施をさせていただきました。

①北区イメージ戦略推進部会。これは、大学生協力員ということで、家政大学の学生さんにご協力いただいたのと、あとは北区の若手職員の方に①としてアンケートさせていただいたのと、あとは北区職員向けにアンケートをさせていただきました。

いずれも経過といたしましては、現在の愛称の「スペースゆう」が1番で、2番といたしましては、現在の正式名称プラス愛称が正式名称にいいのではないかという結果でございました。

続きまして、裏面をごらんください。その後、8月に名称選定委員会2回目を開きまして、アンケート結果の報告をさせていただいた後、8月でしたけれども、男女共同参画審議会におきましても、今までの名称選定経過についてのご報告とご意見を頂戴したところでございます。

最後に、8月末に名称選定委員会の3回目を開会いたしまして、選定委員会としてのご決定をいただいたところでございます。

4番の選定委員会の選定結果といたしましては、1番の「スペースゆう」と②「男女共同参画センタースペースゆう」の二つを決定していただいたというところでございます。

選定理由といたしましては、「男女共同参画」という言葉は、どうしても固くてわかりづらいものと感じられてしまうことは否めない面があるというところから、今後、広く区民に施設を利用していただき、男女共同参画への理解を深めてもらうためには、より親しみやすく、身近に感じられる名称が好ましいものと判断したというものと、あとは一方で、施設内容が名称からある程度判断できるという点も重要であるということも確認されたところでございまして、以上のことを勘案して、選定委員会におきましては、従来から愛称として親しまれてきた「スペースゆう」を基本といたしまして、①と②を選定し、最終的には区の判断により決定すべきものということで、選定をご決定いただいたところでございます。

また、区民への周知の際には、もし「男女共同参画」というような施設の内容がわからないような決定になった場合は、施設の内容等が理解できるように工夫を施すことを要望するといったことも、選定理由の中に含まれていたものでございます。

最終的に、5番目の拠点施設の名称ということで、選定委員会から区長へ、先ほどの4番の内容のご報告があったわけですが、区といたしましては、活動拠点施設に対して、より親しみを持ち、活用しやすいイメージを持っていただいて、男女共同参画への理解を更に深めてもらうという点を勘案いたしまして、従来から愛称として親しまれてきた「スペースゆう」を、要は愛称から正式名称に格上げをして、「スペースゆう」を新たな施設名称とするというふうにさせていただいたものでございます。

また、「スペースゆう」が男女共同参画の活動拠点施設であることへの理解が一人でも多くの区民に定着するように、より一層PRに努めていくというものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、この第4回定例会に提出をいたしまして、施行期日といたしましては、先ほどの議案の補足のところでございますけれども、平成29年4月1日から施行ということで、4月からのセンターの名称変更というものでございます。

説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

それでは、順次進めさせていただきます。

初めに、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特にないようですので、次に、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に東京都北区男女共同参画センター条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、続きまして、東京都北区立豊島東児童館の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立十条台児童館の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

第一候補が辞退したということは残念なことなのですが、この第二候補者の葉隠勇進株式会社という大変勇ましい名前の株式会社なのですが、この会社の企業概要などがあれば、教えていただければと思います。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

葉隠勇進株式会社自身は、昭和38年に最初はお弁当屋で始まった会社で、特に学校の給食等と委託して拡大していった会社になっています。そうした中で、特に自分たちの会社で女性が働きやすい環境をつくるためには、子育て支援がより重要だというのがこの会社のコンセプトにあって、そういった中で、保育園ですとか学童クラブ、こういったものの受託を受け始めた、そういった経緯がございます。

そうした中で、北区といたしましては、今、滝野川第二小学校のわくわくひろばを既に受託しているのですが、その受託内容というか活動内容を見ても、非常に丁寧な子どもへの対応をしていますし、かなり子育て支援について理解が深い会社というふうに考えています。

創業から50周年たったときに、今、一つのグループ会社、ソシオークホールディングス株式会社という持ち株会社をつくって、その中でこの葉隠勇進株式会社が子育ての部分をやっていると、そういった形で今、取り組みを進めている会社といった形になってございます。

檜垣委員

そうした子育て支援の経験が豊富だということで、安心いたしました。よろしくお願いたします。

清正教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ただいまの意見を伺いますと、4件の条例及び3件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第3、第82号議案「平成27年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第82号議案「平成27年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、ご説明をさせていただきます。

お手元の冊子をごらんいただけますでしょうか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。今年度からこの点検の実施方法を変更し報告書を作成しておりますので、まずは変更点からご説明させていただきます。

変更した内容は3点ございます。

1点目でございます。点検及び評価対象年度でございます。従前は、当該年度評価であり、2月に当該年度の点検及び評価を実施しておりましたが、今年度から前年度評価、9月から11月の間に前年度の点検及び評価を実施することといたしました。

2点目でございます。評価する事業に関してでございます。教育ビジョンに掲載している事業すべてについて点検及び評価を行っていましたが、今年度から、毎年度、部課長を構成員とする選定委員会を設置し、その選定委員会において、教育ビジョンの推進計画の中から点検及び評価をする対象となる事業を選定することといたしました。

3点目でございます。点検及び評価方法についてでございます。従前は、実施状況等を文章で説明していましたが、今年度から事業ごとに評価シートを作成することといたしました。

以上が変更した内容でございます。

それでは、別添の東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書をご覧いただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

I 教育委員会の活動状況、II 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、III「教育大綱・北区教育ビジョン2015」、IV「北区教育ビジョン2015」の施策展開、V点検及び評価シート、VI点検及び評価に関する学識経験者の意見という構成となっております。

14ページをお開きください。（2）点検及び評価の実施方法でございます。

点検及び評価の対象ですが、先ほども申し上げましたが、「北区教育ビジョン2015」の推進計画等、教育委員会が取り組む主要な事業の中から、部課長を構成員とする選定委員会において選定しています。本年度は、新規事業及び重点事業の23事業を選定し、平成27年度の取組みについて点検及び評価を行っています。評価対象事業の詳細についてでございますが、17ページに記載している推進計画のうち、網掛けをしている事業となります。

点検及び評価の方法ですが、評価対象事業について、成果、有効性、効率性の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の事業実施についての方向性を示しています。

評価は、A、B、Cで行います。Aは、計画通り順調に実施されており、さらに拡充していくというものです。Bは、概ね順調に実施されているというものです。Cは、課題があるため見直しが必要というものになります。

また、施策の取組状況等を取りまとめた後、教育に関する学識経験者から意見聴取を行っています。本年度については、東京福祉大学の山本豊教授からご意見をいただいております。

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区のホームページに掲載して区民の皆さまへ公表いたします。

それでは、18ページをお開きください。V点検及び評価シートでございます。

北区教育ビジョン2015の5つの柱のうちI学校教育の充実に関する評価対象事業は、区立認定こども園の整備、小中一貫校の検討、夢サポート事業（確かな学力向上プロジェクト）、学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業）、北区いじめ防止条例の周知・徹底、特別支援教室の充実の6項目となりまして、評価はいずれもAとなっております。

次に、II教育環境の向上に関する評価対象事業は、コミュニティ・スクールの推進、学校の改築、リフレッシュ改修工事の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、区立小学校の適正配置の推進、ICTを活用した教育の充実の6項目となりまして、評価はいずれもAとなっております。

次に、III家庭・地域の教育力向上の支援に関する評価対象事業は、家庭教育力向上プログラム、学校施設の地域開放、学校支援ボランティア活動推進事業の3項目となります。評価は、家庭教育力向上プログラムがA、学校施設の地域開放がC、学校支援ボランティア活動推進事業がBとなっております。

学校施設の地域開放の評価がCとなっている理由でございますが、平成27年7月から新たに教育未来館体育館を開放し、学校施設の開放の拡充を行うことはできましたが、その他の学校施設の開放については、大きな拡充がみられなかったからでございます。

次に、IV生涯学習の振興に関する評価対象事業ですが、北区図書館活動区民の会との協働による事業実施、北区の部屋事業、文化財を活用したふるさと学習事業、「史跡のまち・北区」のPRの4項目となりまして、「史跡のまち・北区」のPRがBとなり、ほか3項目はAとなっています。

次に、Vスポーツの推進に関する評価対象事業ですが、(仮称)赤羽体育館の建設、東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備、「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト、2020チャレンジアカデミー(車いすフェンシング)の4項目となりまして、評価はいずれもAとなっています。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

特に反対意見はないようですので、本件について、議案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は議案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第4、報告第47号「北区小中一貫校配置検討委員会報告書について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第47号「小中一貫校配置検討委員会報告書について」、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。

1の要旨でございます。この小中一貫校の設置につきましては、北区基本計画2015及び北区教育ビジョン2015でも計画事業として掲げられておりまして、

昨年度報告されました「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を踏まえまして、今年度は「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、対象校の選定等、具体的な検討を行ってまいりました。このたび、対象校の選定に当たっての基本的な考え方を整理して、候補校を3校に絞り込み、4つの検討項目を設定いたしまして比較検討を行い、報告書としてまとめたものでございます。

2の検討経過及び3の報告書でございますが、恐れ入りますが別添の報告書のほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに、裏表紙の裏面の37ページをごらんいただきたいと思っております。検討委員会の検討経過を開催日時と会議の内容としてまとめております。第1回の委員会では、昨年度報告されました北区小中一貫校設置検討委員会報告書の確認でありますとか、小中一貫校の配置検討に係る基礎資料について。また、第2回では、具体的な候補校の検討などを。第3回では、検討経緯のまとめなど、計3回にわたり開催をしたところでございます。

左の36ページをごらんください。検討委員会のメンバーとアドバイザーの学識経験者及び事務局メンバーの一覧となっております。

それでは、報告書の表紙にお戻りいただきまして、報告書表紙を2枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。こちら第1章では、北区における施設一体型小中一貫校の配置検討の背景として、これまでの北区の小中一貫教育の経過、また検証及び設置の検討、これらをまとめております。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

第2章では、北区における施設一体型小中一貫校の構想として、その位置付け・教育内容及び施設整備等の基本的な構想をまとめております。昨年度報告されました北区小中一貫校設置検討委員会報告書等を踏まえまして、北区における施設一体型小中一貫校についてまとめさせていただいております。

次に7ページをごらんいただければと思っております。第3章、北区における施設一体型小中一貫校の選定でございます。本章が今年度、配置選定校を検討しました内容、報告となっております。まず、(1)選定にあたっての基本的な考え方といたしまして、4点を記載しております。

①施設一体型小中一貫校として設置すること。②指定校制度を堅持すること。③サブファミリーを構成する小学校と中学校を1つにまとめること。④今後改築が見込まれる学校を対象とすること。以上、4点が選定に当たっての基本的な考え方でございます。

恐れ入ります。8ページをお開きください。選定に当たりましては、いまだ改築計画の定められていない中学校となりますので、該当いたします網掛けの3校を候補校として比較検討をいたしました。

次に、13ページをごらんいただきたいと思っております。比較検討項目と評価基準でございます。3つのサブファミリーについて、4つの項目について比較検討を行いました。一つ目の比較検討項目は地域との関係性です。「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」において、現在19ある連合長会・自治会に必ず1校は

小学校が残るよう配慮することとしております。評価基準は、表1にお示しのとおりでございます。

二つ目の比較検討項目は、児童数・生徒数の推移となります。現在の児童数・生徒数並びに将来の児童推計の視点から、比較検討を行います。

14ページをごらんいただきたいと思います。評価基準はこちらの表のとおりでございます。

三つ目の比較検討項目は、通学距離となります。中学校校地を中心に、半径1キロのエリアに各小学校区がどの程度含まれるかというものでございまして、評価基準は表3にお示しのとおりとなっております。

次に、比較検討項目の四つ目が、校地面積の確保となります。15ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、(1)から(4)としてまとめておりました。施設一体型小中一貫校の標準的な学級数を、各学年3学級の計27学級といたしました。この27学級で想定する学校規模では、おおむね1万5,000㎡の校舎と8,500㎡の校庭が必要で、校地面積も1万5,000㎡となります。これらを踏まえまして、中学校周辺の公共施設の敷地、また公園等で、中学校校地との一体的な土地利用による校地面積の確保は可能かどうかを検討したものでございます。表の4から、16ページの表の5、6、7が評価基準となっております。

次に、30ページをごらんいただきたいと思います。ただいまご説明いたしました四つの比較検討項目の結果、これを三つのサブファミリー別にそれぞれまとめさせていただいております。こちらをごらんいただきますと、神谷中サブファミリーだけが評価が全て丸となっているところでございます。

お隣、31ページのほうをごらんいただきたいと思います。最後の3行になります。

これら四つの比較項目の検討結果を踏まえ、総合的に判断すると、神谷中学校サブファミリーに施設一体型小中一貫校を設置することが適切であると結論づけているところでございます。

次に、32ページをごらんいただきたいと思います。第4章でございます。施設一体型小中一貫校の開校に向けてとしまして、設置に当たっては学校関係者及び地域関係者との合意形成を図りながら進めていくこととしまして、そのためには(1)小中一貫校の設置協議では、設置に当たっては関係者に向けた丁寧な説明をすること。そのために、協議会を開催して、学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえて、「地域に根差した施設一体型小中一貫校」の設置を目指すこととしております。

(2)設置にあたっての課題といたしまして、33ページの冒頭にお示しの、①から⑤の5点が想定されるといたしました。

また、その下の参考資料1の図でございますが、開校に向けました事業イメージとなっております。

基本構想の策定から基本設計・実施設計、解体工事に建設工事と進行する中で、協議会の設置でありますとか、地域にお住まいの方々への説明会の実施と丁寧な説明も行っていくところでございます。

恐れ入りますが、教育委員会資料のほうにお戻りいただければと思います。

4の課題でございます。施設一体型小中一貫校の設置には、関係小中学校の統合、学校施設の整備、対象校の仮移転、公園の新設など、計画的に進める必要があります。これらに伴う課題を整理すると、大きくは3点ありまして、(1)区、教育委員会の意思決定。(2)区民への周知と合意形成。(3)施設一体型小中一貫校の教育内容の明示となるところでございます。

裏面をごらんいただきまして、5の今後の予定でございます。こちらのほうにお示しのスケジュールで、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁でございますが、私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

ご説明いただいて、概要がわかりました。

それで、何よりも大切なのは、施設が分離している現在と、それからこの案にありますように、施設が一体化した小中一貫校というところ。いずれも、教育効果を上げて、子どもたちのためにという狙いが一番大きなところだと思います。

それで、報告書の3ページには、施設一体型小中一貫校の位置づけが明示されております。そこでは教育内容を充実させて、中1ギャップの解消ですとか、子どもの発達の早期化への対応等々が書かれております。そして、その成果を、施設が分離していても可能な実施方法を検討して、他の区立小中学校にフィードバックするというふうに書かれておりますね。

これがスタートされた後も、まとめて成果を上げるまでには、相当年数がかかると思うのですね。そのことを考えますと、その間も、現在の12校の分離型の小中一貫教育を、そこで狙おうとしているようなことを含めて効果を上げていくことが、例えばその中でもモデルサブファミリーは過去にも発表はございましたけれども、その部分に並行で進行しながら効果を上げることを、ぜひ同時進行していただけたらなというふうに思っております。

もちろんこれができた暁には、それらの成果が必ずや出ると思います。その成果を分離型のところに広げていくことは当然だと思うのですが、その間の12校の今のサブファミリーを、やはりより大きな成果が出るように、これからも力を入れていかなければならないなというふうに感じております。

以上です。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

今、委員からお話がありましたように、まだ、この施設一体型小中一貫校につきましても、かなり先のこととなります。

それまでの間、今、北区が進めております学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育ですね。これにつきましても、今後とも積極的に進めてまいります。

26年度、27年度も、特色ある教育活動ということで、サブファミリーごとに地域に根差した小中一貫教育を進めておりますので、引き続きこの点に関しましては、同時に進めていきたいというふうに考えております。

森下委員

よろしく申し上げます。

清正教育長

ほかにかがででしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第5、報告第48号「平成29年度北区谷村教育基金活用事業について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは続きまして、報告第48号「平成29年度北区谷村教育基金活用事業について」、ご報告をさせていただきます。

こちらの基金につきましては、東京都北区谷村教育基金条例に基づきまして、故谷村はる子氏からの寄附金1億円と、平成22年に財団法人北区教育会館から7,260万円余の寄附をいただきまして、現在対応をさせていただいているものでございまして、学校教育及び生涯学習の振興を図っていくという目的で使わせていただいております。

活用につきましては、東京都北区谷村教育基金運営審査委員会におきまして、基金活用事業の選定を行っているところでございます。今年度につきましても、この審査委員会を開催して審査いたしました結果、平成29年度北区谷村教育基金の活用事業を決定させていただいたというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料のほうをごらんいただきたいと思っております。2の今年度の応募状況でございますが、12件。そして、総額がお示しのとおり1,885万9,532円となっております。

予算額は1,000万円を予定しておりますので、審査会といたしましては、新規及び5年程度間隔をあげましての申請については、なるべく手厚く、連続しての申請及びそれほど前回から間があいていない申請につきましては、品目の優先順位をお聞きいたしまして、勘案していくという形で審査会の意見がございましたので、それに基づいて審査会で査定をしたところでございます。

内容につきまして、添付の別紙のA3判の資料でご説明をさせていただきます。まず、最初の1番が、生涯学習・学校地域連携課からの東京都北区子どもかがやき顕彰でございます。備考欄のところをごらんいただきたいと思います。昨年までは文化・スポーツ等優良児童生徒表彰、こちらの経費の一部に充当していたものでございます。今年度より子どもかがやき顕彰と統合した関係での申請となっております。内容としては昨年と同様です。

2番が、豊川小学校から、電子黒板ユニットの設置でございます。事業の内容でございますが、教室のデジタルテレビを電子黒板化して、学習環境のICT化を進めたいというものでございました。こちらにつきましては、不採用とさせていただきます。

不採用とした理由でございますが、デジタルテレビ、これを小中学校に導入後、5年以上が経過しておりまして、近いうちに更新期限を迎えること。また、教育委員会において、順次電子黒板機能つきのプロジェクターですね。これを導入しているという計画がありましたので、これらの点を鑑みまして、不採用とさせていただきます。

3件目から5件目は、中学校の吹奏楽を通じての地域とのかかわりといった内容で、楽器の購入の申請となっております。堀船中学校でございますが、こちらは新規の申請でございます。備考欄をごらんいただきますと、見積もり総額が高額なため、お示しの優先順位の高い上位7種類の楽器を採用いたしました。

次に、明桜中学校でございますが、こちらにも新規の申請となりまして、ただ申請の中身が消耗品でありますとか、メンテナンス費用及び指導者への報償費を申請しておりましたので、それらは谷村基金の趣旨とは少し違いますので、それらを除外して優先順位の高いハーモニーディレクター、ドラムセット及びフリューゲルホルンを採用したところでございます。

王子桜中学校でございますが、こちらは3年連続しての申請となっておりますので、優先順位の高いコンサートビブラフォンを採用いたしました。

次の6番の西が丘小学校でございます。こちらは、新規の申請になります。事業の内容でございますが、相撲を基盤とした教育の活性化ということで、消耗品を除きまして相撲マット、備品2組を採用させていただきました。

恐れ入ります。裏面をごらんいただきたいと思います。7番から12番までは、いずれも楽器の演奏、吹奏楽にかかわる授業で、楽器の購入となっております。

まず、八幡小学校でございますが、こちらは一昨年に続いての申請であることから、消耗品を除きまして優先順位の高いユーフォニアム、アルトホルン4台及び琴、こちらを採用いたしました。

飛鳥中学校でございますが、3年連続しての申請となります。そのため、優先順

位の高いハーモニーディレクターとシロフォンを採用いたしました。

柳田小学校と田端小学校でございますが、こちらは両方とも新規の申請になります。それぞれ希望のあった額に即した措置としておりますが、備考欄にお示しの楽器を採用いたしました。ただし、予算が定価での申請になっておりましたので、見積もりを取り直して査定をしております。

次に赤羽台西小学校ですが、平成22年以来の申請となります。優先順位の高いマリンバ、バリトンサックスを採用いたしました。

なお、予算見積額が定価でしたので、こちらも見積もりを取り直して査定をしております。

次に荒川小学校。こちらにも新規の申請になりまして、優先順位の高いユーフォニアムとアルトホルン及びトロンボーンを各2台ずつ採用いたしました。

以上12件合わせまして、今回1,885万9,532円の要求額でございましたが、それを査定いたしました結果、お示しの873万2,000円となっております。

参考までに申し上げますと、昨年度末の基金残高が3,880万円余でございましたので、今回の申請に基づきまして、各学校のほうに決定いたしますと、今年度末では大よそ3,000万円余の残余额になるというところでございます。

以上、雑駁ですが、私からの説明とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

質問ではなく感想でもあるのですけれども、まず、全校で48校ある中、12校しか申請をされていないということで、非常に遠慮しているのか、それとも該当しないだろうということもあるのかなと思っておりましたが、この吹奏楽がその中でも2校ほどを除いて全てを占めているということで、なかなか楽器関係は高くて学校では買えないということが、この基金に頼るところだと思います。もちろん吹奏楽というのは、どの学校でも非常に子どもさんたちの教育活動に効果を上げておられて、発表会があったり、いろいろな学校行事で演奏したり、また都の大会で優秀な成績を上げているということは大変うれしくっております。

そこで、一つ質問になりますが、この決定結果は、全校にお示しになるのでしょうか。例えば、今年の谷村教育基金の該当校、あるいは内容、楽器の購入とか、購入という部分までお示しになるのか。あるいは、金額までもお示しになるのか。そのあたりを尋ねたいと思います。

と申しますのは、恐らくこの楽器関係は、どこの学校でも増やしていただきたいにこしたことはないと思います。しかし、名前が出てこないということは、あるい

は、また3年連続出されているということは、そういうあたりの情報が学校に行っていないからなのかなという疑問を持ったものですから、その示され方、報告のされ方を教えていただきたいと思います。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

まず、今回の結果につきましては、もちろん該当校にはそれぞれお知らせするところでございますが、それ以外の申請をしていない学校を含めまして、結果については報告しておりません。

まず、年度当初に、この谷村基金の活用事業ということで、全校に申請をしてくださいということで通知を出させていたいただいているところでございますが、結果として今年度は12件の申請だったと。昨年度はたしかもう少し少なかったかなと思います。今年度は少し増えております。

確かに、楽器は非常に高額ですので、特に今回も出ていますけれども、飛鳥中がありますとか、王子桜中は非常に力を入れて、すばらしい演奏をしているところについては毎年申請をしてきているというような状況です。ただし、今年は堀船中学校が新たに申請をしてきたということで、新規に出てきているところも例年何例かあるという状況でございます。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

該当校に報告されるのは当然だと思うのですが、やはり周りの学校の方々にも、こういう学校で、こういう内容で基金が活用されたということは、知らせてあげたほうが私は親切だと思います。知らなければ知らないままに、応募したところは必ず不採用になったらここに出るわけですね。ですから、こういうものではだめなのだ。しかし、こういうことに関しては該当するかもしれないという、要するに私は底辺を広げてあげてもらいたいなど。いい学校はもちろんだんどん、楽器を増やしてすばらしい演奏をやっていく。それも一ついいのですけれども、どこの学校でも、こういう楽器がもう一つあれば、もっと子どものチャンスがあり、また曲もいだろうというようなことが私はあると思うのですね。

ですから、該当校以外にも、いただかれた学校名だとか内容ぐらいは知らせてあげたほうが、親切ではないのかなというふうに感想を持っております。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長	今、委員から頂戴した意見を参考にさせていただいて、来年度、また新規に募集をかけますので、そのときに前年度の実績というような形で、各校にあわせて情報提供をしていきたいというふうに思います。
清正教育長	ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。
森岡委員	教育長
清正教育長	森岡委員
森岡委員	この基金ですけど、あと4年ぐらいやるとなくなりますよね。なくなればこういう事業を取りやめという形になるのでしょうか、その点は、教育委員会として何か考えていますかね。要するに、将来このような貴重な谷村さんという先生の名前を残して、資金をどこかで回収するとか何かやるとか、そういうものの将来性は考えているのでしょうか。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	現在のところは、この基金があと数年で確実になくなりますので、その時点で事業としては終わるのかなというふうに考えているところでございます。
教育振興部長	教育長
清正教育長	教育振興部長
教育振興部長	これまでの経緯では、一度積み増しという形をとっております。ですので、この数年間の中で検討させていただいて、財政当局と、この制度はいわゆる学校の意欲を引き出すのにとってもいいやり方ですので、何らかの形で効果が見込めるのであれば、継続ということができるとどうか検討させていただければというふうに思います。
清正教育長	ほかにかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、この件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第49号「平成28年度親子きずなづくり事業の実施について」。事務局から説明をお願いします。

生涯学習・学校
地域連携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校
地域連携課長

それでは、報告第49号「平成28年度親子きずなづくり事業の実施」につきまして、ご報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料のほうをごらんいただきたいと思います。まず、要旨のところでございます。

「北区教育ビジョン2015」におきまして、計画事業化いたしました「家庭教育力向上プログラム」の一環といたしまして、昨年度より「親子きずなづくり事業」を実施しているところでございます。保護者への啓発事業として、「親子きずなづくり講演会」及びPTAを単位といたしまして、よりよい生活習慣を培えるよう親子で実践する「ステップ・バイ・ステップ」に取り組んでいるところでございます。

今回のご報告でございますが、2の事業内容でございますとおり、第2回親子きずなづくり講演会といたしまして、別添にチラシをつけさせていただきましたが、12月13日に「子どもの心に勇気を与える魔法の言葉」といたしまして、ポップトークをさせていただきます。そのご報告でございます。こちらの内容につきましては、お示しのとおりでございます。なお、当日でございますが、冒頭に教育委員さんのほうからご挨拶をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今後の予定でございますが、講演会のチラシを各幼稚園、小学校、中学校及び各PTA宛にご配付いたしまして、周知をしたいと考えてございます。なお、11月4日に開催いたしました校園長会で配付の依頼は済んでいるところでございます。

委員の方も、ぜひお暇がございましたら、ご参加いただきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第50号「後援・共催事業に関する報告」について、事務

	局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>続きまして、報告第50号「後援・共催事業に関する報告」について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思えます。今回は記書き以下、名義使用承認報告が2件でございます。</p> <p>まず、1件目でございます。事業名が、「2016冬休み こどもぼうけんキャンプ」でございます。主催者は、特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンターでございます。お示しのとおりの内容で、市民の森・比企自然学校里山センター（埼玉県東松山市）、こちらを会場に行われます。</p> <p>2件目でございます。事業名が、「コンクリートの日体験まつり！2016」。</p> <p>主催者が、「コンクリートの日体験まつり！」実行委員会でございます。お示しのとおりの内容、会場で行われます。</p> <p>以上が、名義使用承認2件の報告です。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本件について、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。</p>
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>質問なのですけれども、2番目の越野建設さんのコンクリートの日の体験ですけれども、これの時間等はわかりますでしょうか。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	<p>事業計画でございますけれども、28年11月19日の10時から3時の間というところで伺っているところでございます。</p> <p>この実行委員会でございますが、建設業界、またコンクリートを扱っている業界の中で、毎年実行委員会を組織いたしましてやっていますところでございます。</p> <p>今回につきましては、越野建設さんだけのご参加だということですが、昨</p>

年度は何社か実行委員さんで出していただいて、運営している実行委員会となっております。

檜垣委員

ありがとうございました。

清正教育長

ほかはいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。